

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年5月11日(木)午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員(20人)

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員(4人)

13番 中西 公仁 委員 17番 田邊 洋樹 委員 21番 矢野 秀典 委員

22番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員

23番 岩田 英明 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第7号 農用地利用集積計画の一部取り下げについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 青江 道夫 事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主任 中村 英樹

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 小野 政浩

事務局副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

| | |
|----------------------|---|
| 事務局 佐々木 次長 | <p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから総会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしくお願いします。</p> |
| 花巻会長 (以下 「議長」) | <p>ただ今から、平成29年5月の総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は20名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>【 異議なしの声あり 】</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議席番号 2番 吉田 幸夫(よしだ ゆきお)委員と、議席番号 4番 氏家 寿子(うじけ ひさこ)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小山主任と小野主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> |
| 事務局 小山主任 | <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>小山です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて12件の申請がありました。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局 早乗 副主任</p> | <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転となっております。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番につきましては、4月農地部会で保留の案件でしたが、4月19日に取り下げ書が提出されました。</p> <p>その他、2番から12番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番につきましては取り下げ、2番から12番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番は取り下げ、2番から12番までは、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p> <p>【 異議なしの声あり 】</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番を除き、2番から12番までの計11件を許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>【 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】</p> |
|--|---|

早乗です。説明は座ってさせていただきます。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から4頁にかけて9件の申請がありました。

1番についてですが、申請理由を再度検討する必要があるため、保留となっております。

このことについて申請代理人に平成29年5月2日までに理由書を再提出するよう指導していましたが、理由書の提出はありませんでした。

このことについて、倉敷東地区協議会でご審議頂きましたが、再度申請人に対して理由書の提出を求め、審議する必要があるため保留とのことでした。

2番から8番までは特に問題はございませんでした。

9番についてですが、農地転用における土地の代替性・必要性の記載がなかったため、申請代理人に「土地の代替性・必要性」を記載した理由書の提出を求めましたが、提出されておられません。

このことについて、玉島地区協議会でご審議いただきましたが、再度、申請代理人に対して理由書の提出を求め、審議する必要があるため保留とのことでした。

以上により、今回申請のありました1番と9番は保留。2番から8番の7件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた7件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

許可意見されました7件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番及び4頁9番については保留、3頁2番から4頁8番までの計7件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番及び4頁9番を保留。3頁2番から4頁8番までの7件は、許可と決定いたします。

次に、5頁をお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、井上委員さん、野口委員さん、山本委員さん、岩田委員さんに関係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、山本委員、岩田委員 退席)

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
小山主任

【 議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、5頁から13頁にかけて69件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が16件、使用貸借が53件です。

また、利用期間の更新は32件で、更新切れを含む新規は37件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが8件、農地利用集積円滑化団体によるものが8件、農地所有適格法人によるものが12件で、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて

145,519㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは面積21,577㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第3号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、69件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほどよろしく、お願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は5頁1番から13頁69番までの計69件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。事務局、井上委員さん、野口委員さん、山本委員さん、岩田委員さんに入室するように伝えてください。

(入室)

井上委員さん、野口委員さん、山本委員さん、岩田委員さんに報告いたします。議案第3号は全件承認されましたことを報告いたします。

次に14頁をお開きください。

ここからは報告案件です。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」

16頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」

18頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」

29頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」

31頁をお開きください。

報告第5号 「農用地利用配分計画について」

32頁をお開きください。

報告第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」

33頁をお開きください。

報告第7号 「農用地利用集積計画の一部取り下げについて」

一括して事務局に説明をお願いします。

事務局
日下部
主任

【 報告第1号から第7号について説明 】

日下部です。説明させていただきます。

14頁をお開きください。

報告第1号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から15頁にかけて13件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に16頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から17頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に18頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、18頁から28頁にかけて74件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に29頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが29頁から30頁にかけて10件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に31頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、31頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成29年4月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃借権が設定されたものです。

次に32頁をお開きください。

報告第6号「農地法第5条の規定による許可の取り下げについて」でございますが、32頁に1件の取り下げ届が農業委員会に提出されました。

次に33頁をお開きください。

報告第7号「農用地利用集積計画の一部取り下げについて」でございますが、33頁に1件の取り下げ届が農林水産課に提出されました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。

委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号についてはすべて承認することと決定します。

事務局他に、何かありますか。

| | |
|------------------|--|
| 事務局 佐々木 次長 | ご審議ありがとうございました。 次回の総会は、平成29年6月7日(水)午前10時より、倉敷市役所 502会議室にて予定しております。 事務局からは以上でございます。 |
| 議 長 | 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適 切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、 議事進行をすることができました。 次回総会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろ しく願いいたします これにて、散会いたします。 (閉会 午前10時20分) |

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

平成29年5月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員